

J-VER クレジット売買の流れ

(購入金額が50万円未満で、契約書の作成を希望しない場合)

1. **購入者様から「オフセット・クレジット購入申込書」(別記第1号様式)及び「購入希望量の積算資料」(様式任意)を提出していただきます。**

※CO2排出量の算定方法等がご不明な場合は、自然共生課までお気軽にご相談ください。



2. 購入量と金額を確定させ、高知県から購入者様に、「承諾書」(別記第2号様式)又は「承諾書兼高知県カーボン・オフセット証明申請書」(高知県カーボン・オフセット証明書発行要領:様式1)を送付いたします。



3. **購入者様から、押印済みの「承諾書」又は「承諾書兼高知県カーボン・オフセット証明申請書」を提出していただきます。**



4. 高知県から購入者様に、「納入通知書」を送付いたします。



5. **「納入通知書」を使用して入金してください。**

※急ぎ手続きを進めたい場合は、領収書の写しを FAX 又は PDF にしてメールで送付してください。



6. 入金を確認できましたら、高知県がオフセット・クレジットの無効化手続きを行います。



7. 無効化が完了しましたら、無効化通知書の写しと証明書(申請者のみ)を送付します。

※入金から5年までであれば、「高知県カーボン・オフセット証明申請書」(高知県カーボン・オフセット証明書発行要領:様式1)に無効化通知書の写しを添えて提出していただくことで、証明書の発行が可能です。

※**網掛け部分**は、購入者様がお手続きしていただく内容になっています。

J-VER クレジット売買の流れ

(購入金額が50万円以上又は契約書の作成を希望する場合)

1. 購入者様から「オフセット・クレジット購入申込書」(別記第1号様式)及び「購入希望量の積算資料」(様式任意)を提出していただきます。

※CO2排出量の算定方法等がご不明な場合は、自然共生課までお気軽にご相談ください。



2. 購入量と金額を確定させ、高知県から購入者様に、「承諾書」(別記第2号様式)又は「承諾書兼高知県カーボン・オフセット証明申請書」(高知県カーボン・オフセット証明書発行要領:様式1)を送付いたします。



3. 購入者様から、押印された「承諾書」又は「承諾書兼高知県カーボン・オフセット証明申請書」を提出していただきます。



4. 高知県から「契約書案」を作成し、購入者様に内容を確認していただきます。



5. プレス発表 (対象のうち購入者様が希望される場合など)

※県との契約締結式等をご希望される場合は、プレス発表の時期をそれに合わせます。



6. 契約の締結



7. 高知県から購入者様に、「納入通知書」を送付いたします。



8. 「納入通知書」を使用して入金してください。

※急ぎ手続きを進めたい場合は、領収書の写しをFAX又はPDFにしてメールで送付してください。



9. 入金を確認できましたら、高知県がオフセット・クレジットの無効化手続きを行います。



10. 無効化が完了しましたら、無効化通知書の写しと証明書(申請者のみ)を送付します。

※入金から5年までであれば、「高知県カーボン・オフセット証明申請書」(高知県カーボン・オフセット証明書発行要領:様式1)に無効化通知書の写しを添えて提出していただくことで、証明書の発行が可能です。

〈プレス発表の対象〉

- 1、購入金額 50 万円以上の契約
- 2、初めて売買契約を行う場合
- 3、契約締結式を行う場合
- 4、感謝状贈呈式を行う場合
- 5、活用方法が特徴的である場合

※網掛け部分は、購入者様がお手続きしていただく内容になっています。